

桶川市第三次
DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

令和4年3月
桶川市

はじめに



配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

暴力で相手を支配するというDVの基本的構造は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき課題であり、DVをなくすためには、DVを社会全体の問題として捉え、私たち一人ひとりがいかなる暴力も許されるものではないという認識を持つとともに、被害で苦しんでいる人たちが声を上げやすい社会を築いていくことが重要です。

本市は、平成24年以来、2次にわたり「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、DV防止のための意識啓発や被害者の相談対応、保護、支援などに取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、深刻な児童虐待の背景にDVが同時に起きている現状、男性被害者の存在、複合的に困難な状況におかれている方など、DV被害が多様化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安やストレスなどから、DVの深刻化や潜在化が懸念されるなど、暴力の根絶に向けて未だに多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、第二次計画の進捗状況や課題を検証するとともに、引き続きDV根絶のための施策に取り組むため、「桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定いたしました。

今後も、本計画に基づき、人権尊重を意識しての啓発や相談体制の強化を進めるとともに、関係機関・団体等と連携して被害者の支援に取り組み、配偶者等からの暴力を許さない社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました方々に対しまして心より感謝申し上げますとともに、この計画の推進にご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

桶川市長 **小野克典**

．．． 目 次 ．．．

I 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨．．．．． 1
- 2 計画の位置づけと性格．．．．． 1
- 3 計画の期間．．．．． 2
- 4 桶川市のこれまでの取組と現状．．．．． 2

II 計画の基本的な考え方

- 1 計画の将来像．．．．． 6
- 2 対象とする暴力．．．．． 6
- 3 施策推進の視点．．．．． 7

III 計画の内容

- 1 計画の内容《施策の体系図》．．．．． 8
- 2 基本目標
 - 1 DVを許さない啓発の充実．．．．． 9
 - 2 相談体制の強化．．．．． 11
 - 3 被害者への支援の充実．．．．． 13
 - 4 子どもへの支援の充実．．．．． 15
 - 5 関係機関との連携強化．．．．． 17

- 資料編** ．．．．． 19

I 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いことから、潜在化しやすく、加害者は罪の意識が薄いという傾向もあることから、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、DVの被害者は女性であることが多く、その背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、女性の人権の軽視など、社会的、構造的な問題があり、男女共同参画社会を推進する上でも大きな課題となっています。

そのような中で、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が施行され、DVを防止するとともに、被害者の自立の支援や適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

その後もDV防止法は、被害者や加害者の対象が拡大するなど、法改正が行われ、令和元年6月には児童虐待防止対策とDV被害者の保護対策の強化を図るため、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されるなどの法改正が行われました。

本市では、平成24年3月に「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定し、DVを防止するための啓発活動及び被害者への支援に積極的に取り組んでまいりました。

本計画は、平成29年に策定した「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の計画期間が令和4年3月に満了することに伴い、社会情勢の変化、現計画の進捗状況や課題を検証し、今後も引き続きDV対策の更なる充実・推進を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

- (1) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) 本計画は、DV防止法第2条の2第1項の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ法第2条の3第1項の埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案した計画です。
- (3) 本計画は、「桶川市第四次男女共同参画基本計画」の基本目標3「一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」の施策の柱1「あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進」に関する具体的な実行計画です。
- (4) 本計画は、平成29年度に実施した「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や「桶川市男女共同参画審議会」の意見を尊重した上で、パブリック・コメントを実施し、策定しました。

3 計画の期間

- (1) 本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- (2) DV防止法や基本方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

4 桶川市のこれまでの取組と現状

本市では、平成14年4月に「桶川市男女共同参画推進条例」を施行し、平成16年3月に定めた「桶川市男女共同参画基本計画」に基づき、DV防止に関する啓発や被害者支援について、様々な取組を行ってまいりました。

平成19年7月のDV防止法の改正により、市町村基本計画の策定が努力義務に規定されたことから、市の取組を一層推進するために、平成24年3月に「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を定め、DVをなくすための啓発活動並びに被害者の保護及び自立支援を行ってまいりました。

令和元年6月のDV防止法の改正により、児童虐待に関わる関係機関との連携がますます重要となったことから、令和元年から児童虐待担当課と共に児童虐待やDVを許さない意識づくりを行ってまいりました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言等の影響を契機に、女性相談の相談方法の見直しを行い、オンライン相談や電話相談など多様なニーズに対応できる環境を整えてきました。

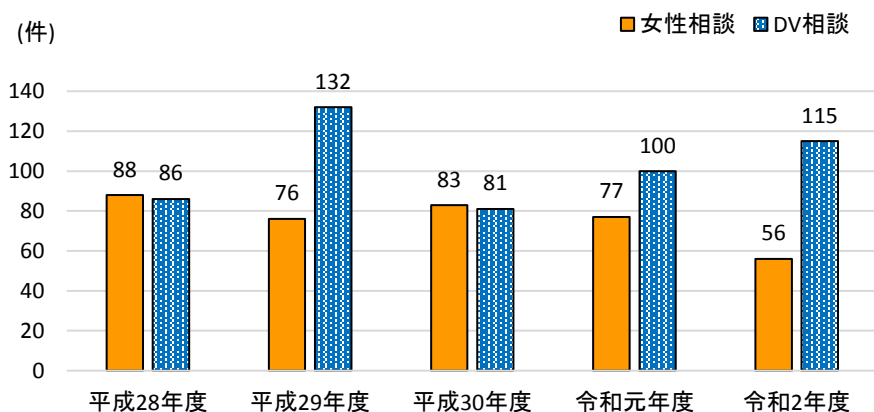
これまでの取組により、DVという言葉は市民に認知されてきましたが、より正しく理解し、DVが人権侵害であるという認識がさらに浸透するよう新たな啓発の手法を取り入れながら、DVを許さない施策を進めていく必要があります。

さらに、市の「男女共同参画に関する市民意識調査」によると『相談窓口を知らない』と回答した人が多く、『相談できなかった』と回答した人も一定数いる状況があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大による新たな生活様式の影響により、DVが潜在化し、深刻な被害を及ぼしている可能性があることから、DVを早期に発見し、相談や支援につなげることが大変重要となります。

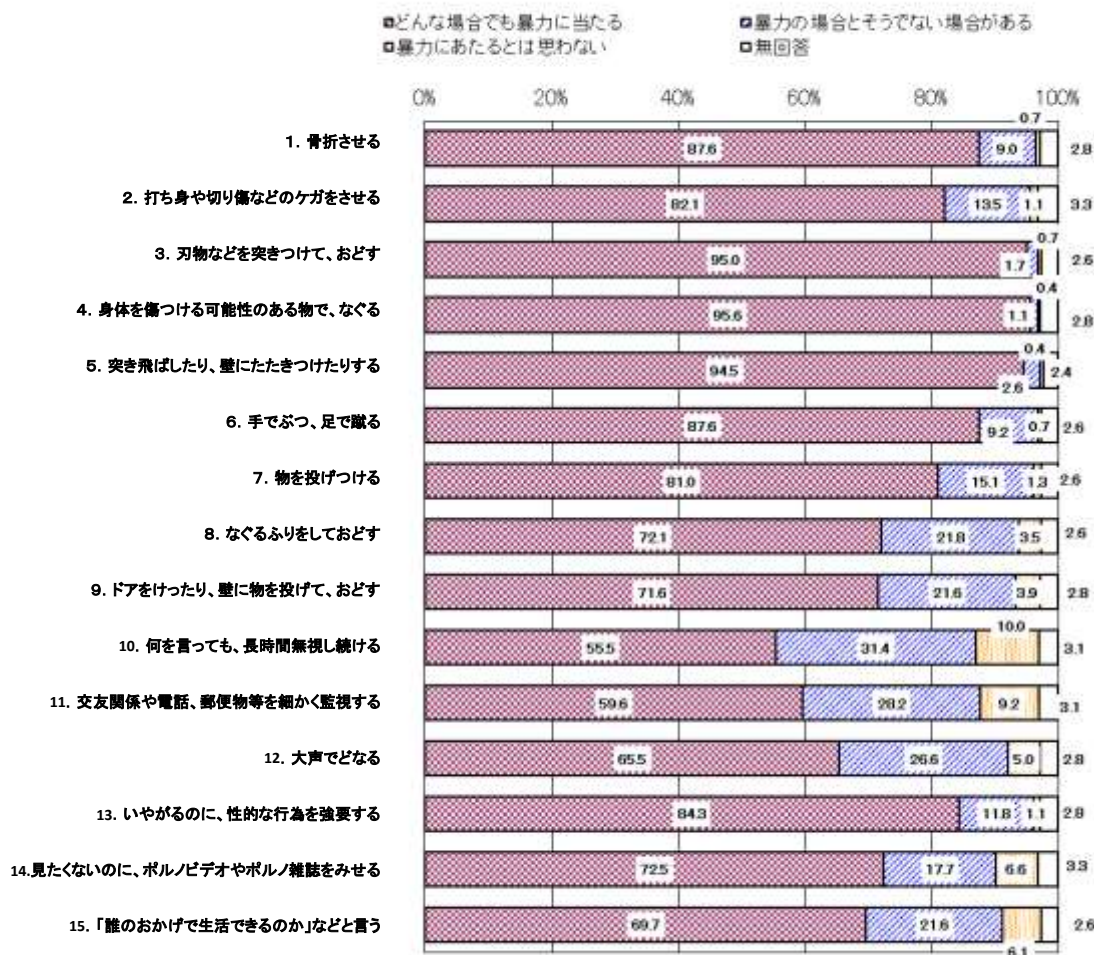
今後も市は、身近な窓口として、安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、被害者の自立に向けた支援の充実を図り、啓発などによるDVの防止から被害者支援まで幅広い施策を積極的に進めていくことが求められています。

女性相談とDV相談の件数の推移



女性相談の件数は、平成28年度から令和元年度までは年間80件程度で推移していたが、令和2年度は減少した。DV相談の件数は、平成29年度、令和元年度、2年度は多い状況であった。

n = 458 DVの認知度 注：図表中の「n」は、該当質問における有効回答者数の総数



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」から作成（平成30年3月）

「どんな場合でも暴力にあたる」として回答が多いものは、【骨折させる】、【打ち身や切り傷などのケガをさせる】など身体的暴力に対するものとなっている。一方で「暴力にあたるとは思わない」との回答が約1割のものについては、【何を言っても長時間無視し続ける】、【交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する】の精神的暴力に対するものとなっている。

n=458

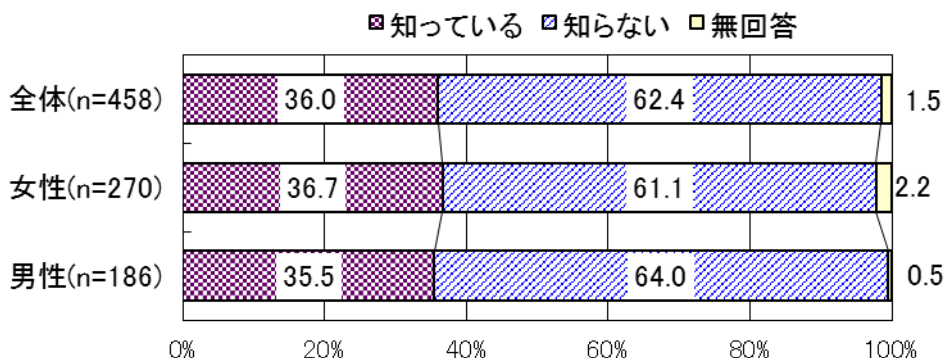
DV被害の経験



資料：桶川市「男女共同参画に関する市民意識調査」から作成（平成30年3月）

「何度もあった」、「1、2度あった」で多い回答は、【大声でどなる】次いで【何を言っても、長時間無視し続ける】など精神的な暴力に対するものとなっている。「まったくくない」との回答は、【大声で、どなる】以外は7割以上となっている。

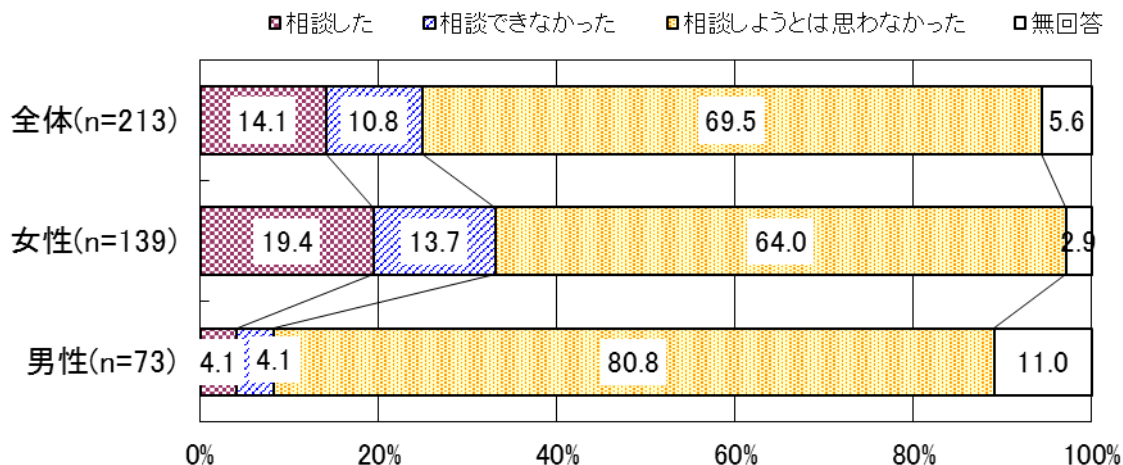
DV相談窓口の認知度



資料：桶川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成30年3月）

全体では、「知らない」が62.4%となっており、「知っている」の36%を上回っている。
男女別では、「知っている」は女性が36.7%、男性が35.5%で、女性が男性を上回っている。

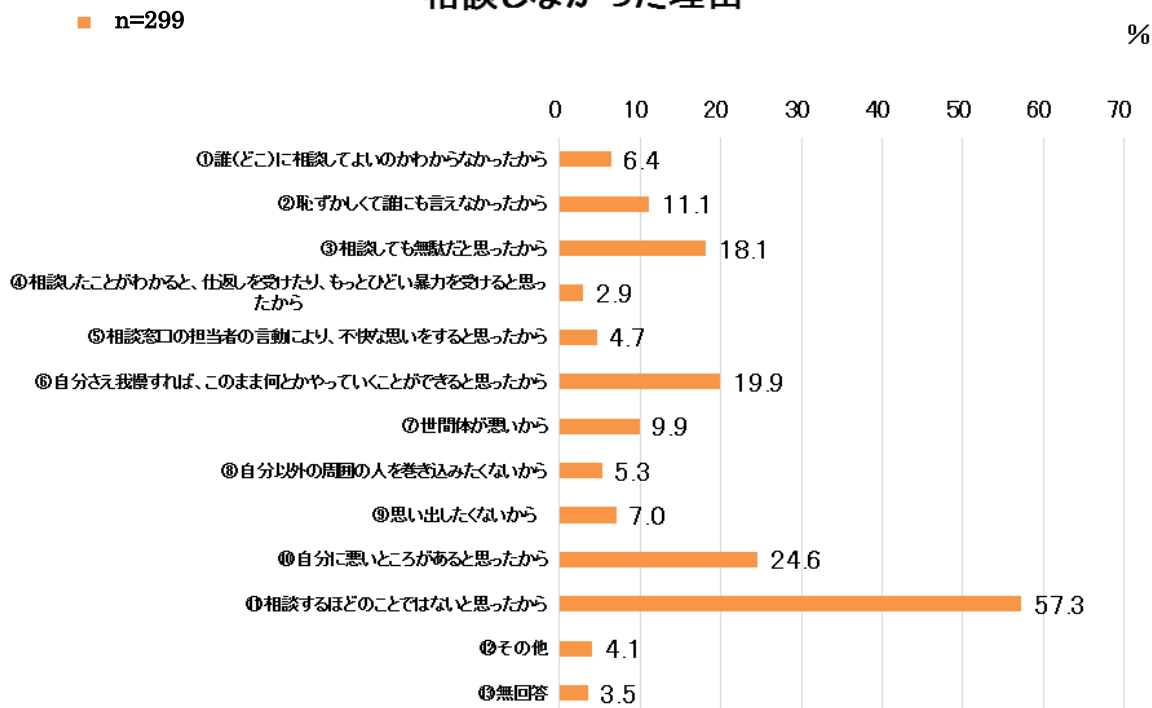
DV被害の相談実績・男女別



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成30年3月)

全体では、「相談しようと思わなかった」が69.5%で約7割と高く、「相談した」は14.1%となっている。
男女別では、「相談した」は女性が19.4%、男性が4.1%で女性が男性を上回っている。

相談しなかった理由



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」から作成(平成30年3月)

相談しなかった理由については、【相談するほどのことではないと思ったから】が一番多く、次いで【自分に悪いところがあると思ったから】、【自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから】、【相談しても無駄だと思ったから】となっている。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の将来像

本計画では、DVが身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、「配偶者等からの暴力を許さない社会の実現」を目指します。

2 対象とする暴力

本計画では、DV防止法で規定する配偶者（事実婚・元配偶者を含む）及び生活の本拠を共にする相手からの暴力を対象とし、さらに交際相手からの暴力についても対象とします。

また、暴力については、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力も含まれます。

（1）身体的暴力

- ・殴る
- ・蹴る
- ・首をしめる
- ・刃物などの凶器を身体につきつける
- ・髪をひっぱる
- ・物を投げつける
- ・引きずりまわす
- ・身体を壁に打ちつける など

（2）精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・実家や友人とのつきあいを制限する
- ・無視して口をきかない
- ・電話や手紙を細かくチェックする
- ・バカにする
- ・子どもを利用して精神的苦痛を与える
- ・命令するような口調で言う
- ・大切なものを壊す、捨てる など

（3）性的暴力

- ・性的行為を強要する
- ・見たくないポルノ雑誌などを見せられる
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない など

（4）経済的暴力

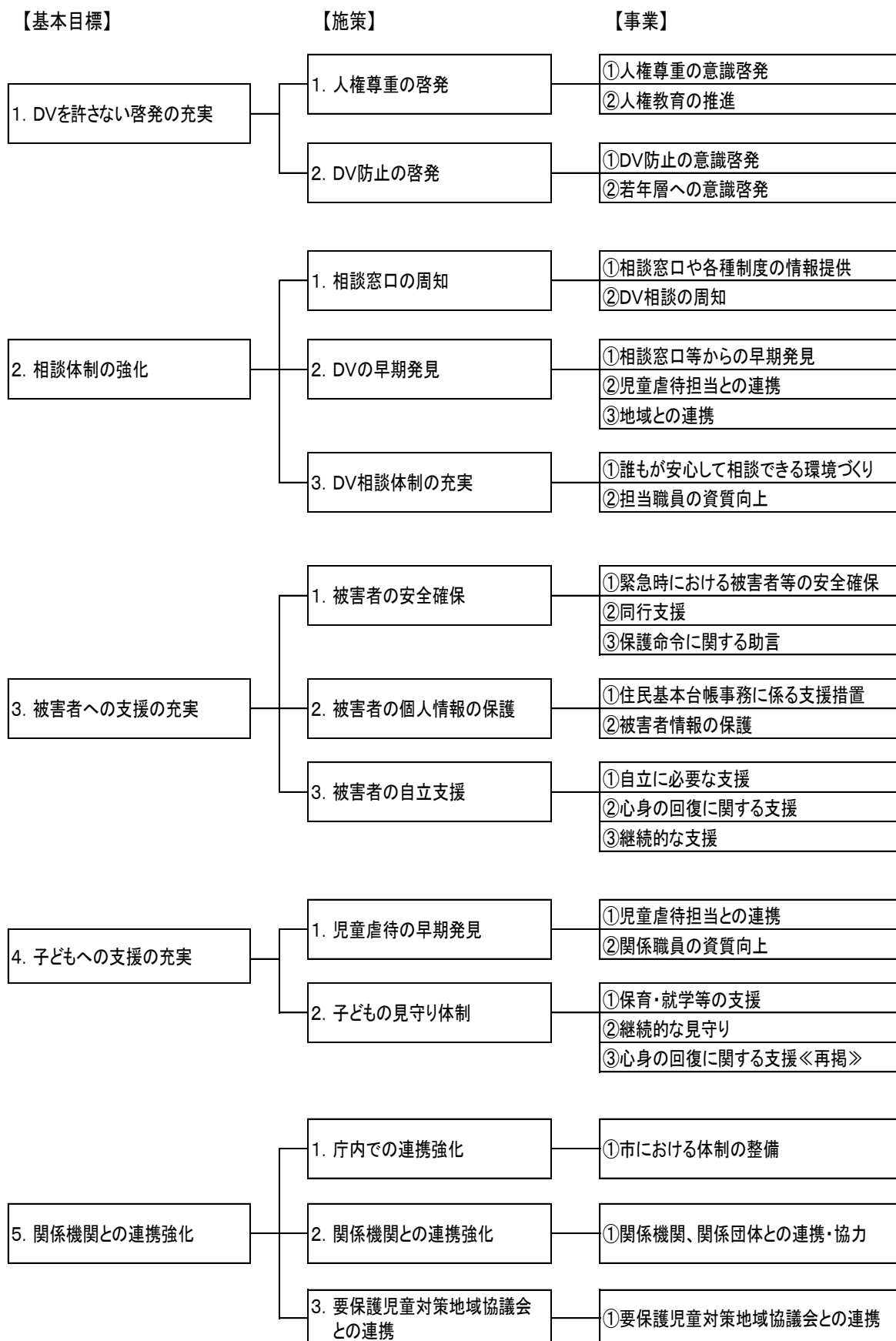
- ・生活費を渡さない
- ・仕事をやめさせる
- ・外で働くことを妨害する
- ・相手名義の借金をする
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「あなたの稼ぎが悪い」と言う など

3 施策推進の視点

- (1) DVはどんな理由があっても正当化できない、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) DVを防止し、被害者を支援することは行政の責務であること。
- (3) DVと児童虐待は密接に関連しており、関係機関の連携が求められていること。
- (4) DVが行われている家庭における子ども、親族も被害者であること。
- (5) DV被害者が本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに自らの意思に基づき安心かつ安全に、平穏な生活を送ることができるよう自立支援すること。
- (6) 外国人、高齢者、障害者、セクシュアル・マイノリティ等のDV被害者は、複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと。
- (7) DV被害者の多くは女性であるが、男性の被害者も存在することから、男性被害者の支援に適切に対応すること。
- (8) DV被害者の安全確保を第一に市民、関係機関及び民間団体等と連携し、早期発見、支援に努めること。

Ⅲ 計画の内容

1 計画の内容 《施策の体系図》



2 基本目標

基本目標1 DVを許さない啓発の充実

【現状と課題】

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多く、潜在化しやすく、加害者は罪の意識が薄いという傾向があることから、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

DVの被害者は、多くの場合が女性であり、その背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、女性の人権の軽視など、社会的に容認しがちな風潮があると考えられます。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、暴力を許さない社会の構築に向けて人権尊重の意識を高めるために、幼少期から様々な年齢層に対し、人権教育に取り組む必要があります。

また、若年層においては、交際相手からのDV（デートDV）だけでなく、SNSを用いた性暴力の被害など、新たな問題も生じています。

誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう、あらゆる年齢層がDVについて正しく認識し、自らの身近な問題として考える機会となるよう、DVを防止するための環境づくりにつながる取組が求められています。

施策1 人権尊重の啓発

事業	事業内容	担当課
①人権尊重の意識啓発	◆人権尊重の視点からDVを許さない、人権意識を高める啓発を行います。	人権・男女共同参画課
②人権教育の推進	◆暴力を伴わない人間関係を構築するために、子どもの発達段階に応じた人権尊重の意識を高める保育や教育を推進します。 ◆男女平等の理念に基づく教育を行います。	人権・男女共同参画課 保育課 学校支援課

施策2 DV防止の啓発

事業	事業内容	担当課
①DV防止の意識啓発	◆あらゆる年齢層がDVやデートDVを正しく理解し、予防や防止につながる啓発を行います。 ◆女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）を通して、積極的に啓発を行います。 ◆児童虐待担当と連携し、DVと虐待の防止やDVが子どもに及ぼす影響（面前DV）について周知し、防止に努めます。 ◆県等が主催するDVに関する研修会等につい	人権・男女共同参画課 子ども未来課

	<p>て、市民に情報提供を行います。</p> <p>◆性暴力、ストーカーなど女性に対するあらゆる暴力を防止するため、啓発や相談窓口の周知を行います。</p>	
②若年層への意識啓発	<p>◆デートDVの予防のため、学校等関係機関と連携を図り、若年層を対象にしたデートDVのリーフレット等を配布し、知識啓発に努めます。</p> <p>◆若年層に情報が届きやすくするために、新たにSNS等を用いた意識啓発を行います。</p> <p>◆若年層を対象にしたイベント等において、デートDVを防止するための啓発を行います。</p>	<p>人権・男女共同参画課 学校支援課</p>

基本目標 2 相談体制の強化

【現状・課題】

本市では、様々な相談事業を実施していますが、自身の悩みをどこに相談すればよいかわからないことで、必要な支援を受けられていないことがあります。

中でもDV被害者は、自身がDV被害者であることに気付いていないこともあり、様々な相談を通して自身がDVを受けていることを初めて認識する場合があります。

DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で安心して支援や助言を受けることができるよう、これまでも相談窓口及び各種制度の周知、相談環境の整備を行ってまいりました。しかし、男女共同参画に関する市民意識調査によると「DV相談窓口を知らない」と回答した人が多くいることから、周知方法の見直しやSNSを活用するなど、新たな取組が求められています。

また、医療機関従事者、福祉関係職員、学校関係者など業務を通じてDVを発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもと、早期発見や情報提供により、DV被害者と相談機関がつけられるよう、日頃から庁内外での連携の強化に取り組む必要があります。

特にDVと児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多く、密接に関連していることから、DV対応と虐待対応の関係部署・機関の更なる連携強化を図ることが必要とされています。

さらに、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談となるよう、相談者の状況に応じて相談手段が選択できることや相談業務を担当する職員の資質向上を図るなど、相談体制の更なる強化が求められています。

施策 1 相談窓口の周知

事業	事業内容	担当課
①相談窓口や各種制度の情報提供	◆市で実施している法律相談や子育てに関する相談など各種相談窓口の情報提供を行い、相談者のニーズに合った相談先を紹介します。	人権・男女共同参画課 関係各課
②DV相談の周知	◆市の女性相談やDV相談について、身近な相談窓口として認知されるようホームページや広報、リーフレット等で周知します。 ◆国の相談「DV相談ナビ」、県の配偶者暴力相談支援センターの相談などの様々なDV相談窓口について、ホームページや広報、リーフレット等で周知します。 ◆様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、SNSなどを活用した新たな周知を行います。	人権・男女共同参画課

施策2 DVの早期発見

事業	事業内容	担当課
①相談窓口等からの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮、子育てに関する相談等の様々な相談業務の中から、DV被害や虐待の可能性に気づき、適切な相談機関につなげることができるよう、情報共有や連携を図ります。 	人権・男女共同 参画 関係各課
②児童虐待担当との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童虐待等の相談窓口と連携し、児童虐待からDV被害者の発見につながるよう情報共有や連携を行います。 ◆要保護児童地域対策協議会において要保護児童とその世帯に対し情報共有を図り、適切な支援につなげます。 	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 保育課 健康増進課 学校支援課
③地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治会、民生委員・児童委員などが地域での活動の中で早期発見し、相談窓口につなげられるよう、情報提供を行います。 ◆日頃の業務を通じて、DVや虐待を発見する機会がある医療機関や介護事業者と連携し、被害者の早期発見につなげます。 	人権・男女共同 参画課 自治振興課 社会福祉課

施策3 DV相談体制の充実

事業	事業内容	担当課
①誰もが安心して相談できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆DV被害者が安心して相談できるよう、対面、電話、オンラインなど、相談者のニーズに合った方法で相談事業を実施します。 ◆秘密の保持を徹底し、相談者の安全を確保します。 ◆重複して困難な状況にある方、特に高齢者、障害者、外国人、セクシュアル・マイノリティ等のDV被害者の特性に応じて情報提供を行い、関係各課や関係機関と連携し、適切に対応します。 ◆男性被害者に対し、県で実施している男性向けの相談事業を周知します。 ◆配偶者暴力相談支援センターと同様な身近な相談窓口として相談体制の充実を図ります。 	人権・男女共同 参画課 障害福祉課 高齢介護課
②担当職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な相談に対応できるよう県等が主催する研修会に相談担当者を派遣し、職員等の対応力の向上に努めます。 	人権・男女共同 参画課

基本目標3 被害者への支援の充実

【現状・課題】

被害者から相談を受けた時に、被害者やその家族の安全確保が最も重要です。

被害者の支援にあたっては、DV被害者の状況を把握し、被害者の意思や意向を尊重し、よりの確な支援を行う必要があります。

被害者が身体的暴力などで深刻な状況にある場合は、被害者や同伴する家族の状況を考慮した上で、関係各課や関係機関と連携を図り、安全に一時保護を受けられるよう支援する必要があります。

被害者は、暴力を受けた経験から、将来的な不安を抱え、精神的にも不安定になることがあります。社会から孤立せず、安心・安全に自立した生活を送るため、被害者に関する情報管理の徹底、生活費の確保や就労などの経済的基盤の確立、子どもの就学支援、精神的な支援など切れ目のない支援が必要となります。

また、様々な理由により現状に留まる被害者についても、継続的に支援することが求められています。

施策1 被害者の安全確保

事業	事業内容	担当課
①緊急時における被害者等の安全確保	◆DV被害者の一時保護施設への入所等に際して、被害者の状況に応じて必要な支援を行います。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 高齢介護課
②同行支援	◆必要に応じて警察と連携し、一時保護施設までの同行支援を行います。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 高齢介護課
③保護命令に関する助言	◆加害者から身体的暴力や命の危険や脅迫を受け、又は追及の恐れがある場合に利用できる保護命令制度に関する情報提供及び助言を行います。	人権・男女共同 参画課

施策2 被害者の個人情報の保護

事業	事業内容	担当課
①住民基本台帳事務に係る支援措置	◆住民基本台帳事務に係る支援措置について、被害者に情報提供し、申出があった場合は住民基本台帳の閲覧等の制限を実施するとともに、住民基本台帳データに基づき事務処理を行う関係各課においても情報管理を徹底します。	人権・男女共同 参画課 市民課 関係各課

②被害者情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者の個人情報加害者に知られないよう情報管理を徹底します。 ◆国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者について、被害者の個人情報がオンライン資格確認システムによって加害者に知られないよう情報管理を徹底します。 	企画調整課 人権・男女共同 参画課 保険年金課 関係各課
-----------	---	--

施策3 被害者の自立支援

事業	事業概要	担当課
①自立に必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者の自立支援全般に関する情報提供や助言を行うとともに、被害者の状況に応じた支援を行います。 ◆転居を伴う被害者に対し、転居元・転居先の市町村等で情報共有を行い、切れ目のない支援が実施できるよう努めます。 ◆就労支援や職業訓練等の情報提供を行います。 ◆生活保護等の各種福祉制度、各種支援制度に関する情報提供を行い、その活用による支援を行います。 ◆国民健康保険、後期高齢者医療制度、医療費助成、国民年金等の制度に関する情報提供を行い、その活用による支援を行います。 ◆一時保護を受けた被害者を、母子の保護・自立のための「母子生活支援施設」への入所支援を必要に応じて行います。 ◆保育所や放課後児童クラブへの優先入所や学校における就学の確保等、同伴児に対する適切な支援を行います。 ◆公営住宅等について、情報提供を行います。 	人権・男女共同 参画課 産業観光課 社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課 保育課 高齢介護課 保険年金課 健康増進課 建築課 学校支援課 学務課
②心身の回復に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆県と共催で親子向け心理教育プログラム「びーらぶ」を実施し、DV被害者とその子どもに対する心身のケアを実施します。 	人権・男女共同 参画課
③継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護を受けた被害者に対し、市の女性相談やDV相談などを通じ、安定した自立のために継続的に支援します。 ◆現状に留まる被害者に対し、孤立しないよう継続的に支援します。 	人権・男女共同 参画課 関係各課

基本目標4 子どもへの支援の充実

【現状・課題】

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、子どもが見ている前でDVが行われることは、面前DVという子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV被害者は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなることがあります。

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまい、子どもの心や身体に様々な影響を与えていると言われています。

児童虐待を早期発見し、適切な支援を行うためには、DVと児童虐待は密接な関係にあり、これらが重複して発生している可能性があることを踏まえ、関係機関等を含めた相互の連携や情報共有が重要です。

学校、保育所などは、日常の業務を行う中で、虐待の被害者を発見しやすい立場にあることから、子どもへの見守りと心身のケアを継続的に行い、健やかな成長を支援していくことが必要とされています。

施策1 児童虐待の早期発見

事業	事業概要	担当課
①児童虐待担当との連携	◆DV被害者への支援を通じて児童虐待を発見した際は、速やかに児童虐待担当課や関係機関と連携し、適切に対応します。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 保育課 関係機関
②関係職員の資質向上	◆DVと児童虐待が密接な関係にあることを認識し、早期発見や適切な支援につなげられるよう、保育士や教職員に対し研修会への参加を促進し、関係職員の資質向上を図ります。	人権・男女共同 参画課 職員課 子ども未来課 保育課 学校支援課

施策2 子どもの見守り体制

事業	事業概要	担当課
①保育・就学等の支援	◆保育所や放課後児童クラブへの優先入所や学校における就学の確保等、同伴児に対する適切な支援を行います。(再掲)	保育課 学校支援課 学務課
②継続的な見守り	◆乳幼児健診、登園、登校等様々な場面で、子どもの成長・発達を確認し、状況把握と継続支援を行います。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課

		保育課 健康増進課 学校支援課
③心身の回復に関する支援 《再掲》	◆県と共催で親子向け心理教育プログラム「びーらぶ」を実施し、DV被害者とその子どもに対する心身のケアを実施します。	人権・男女共同 参画課

基本目標5 関係機関との連携強化

【現状・課題】

被害者への適切な支援を行うため、安全の確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。

そのため、庁内では、関係各課と情報共有を図り、より効果的な支援を継続的に行っています。

いざという時に迅速に被害者支援ができる体制を整えるためには、行政機関、警察、関係団体等とのネットワークの構築が必要になります。特に、身体的暴力においては、生命をも脅かす危険な状態になりえることから、被害者の安全を確保するために、警察との緊密な連携が大変重要です。

また、DVと児童虐待は密接に関連することから、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会で、適切に対処していく必要があります。

施策1 庁内での連携強化

事業	事業概要	担当課
①市における体制の整備	◆関係各課によるDV対策連絡会議を開催するなど、DVについて情報共有し、連携の強化や支援の充実を図るために体制の整備を行います。	人権・男女共同 参画課 関係各課

施策2 関係機関との連携強化

事業	事業概要	担当課
①関係機関、関係団体との連携・協力	◆被害者に対する適切な支援を行うために、行政機関、警察、関係団体等とのネットワークの構築に努めます。	人権・男女共同 参画課 関係各課 関係機関

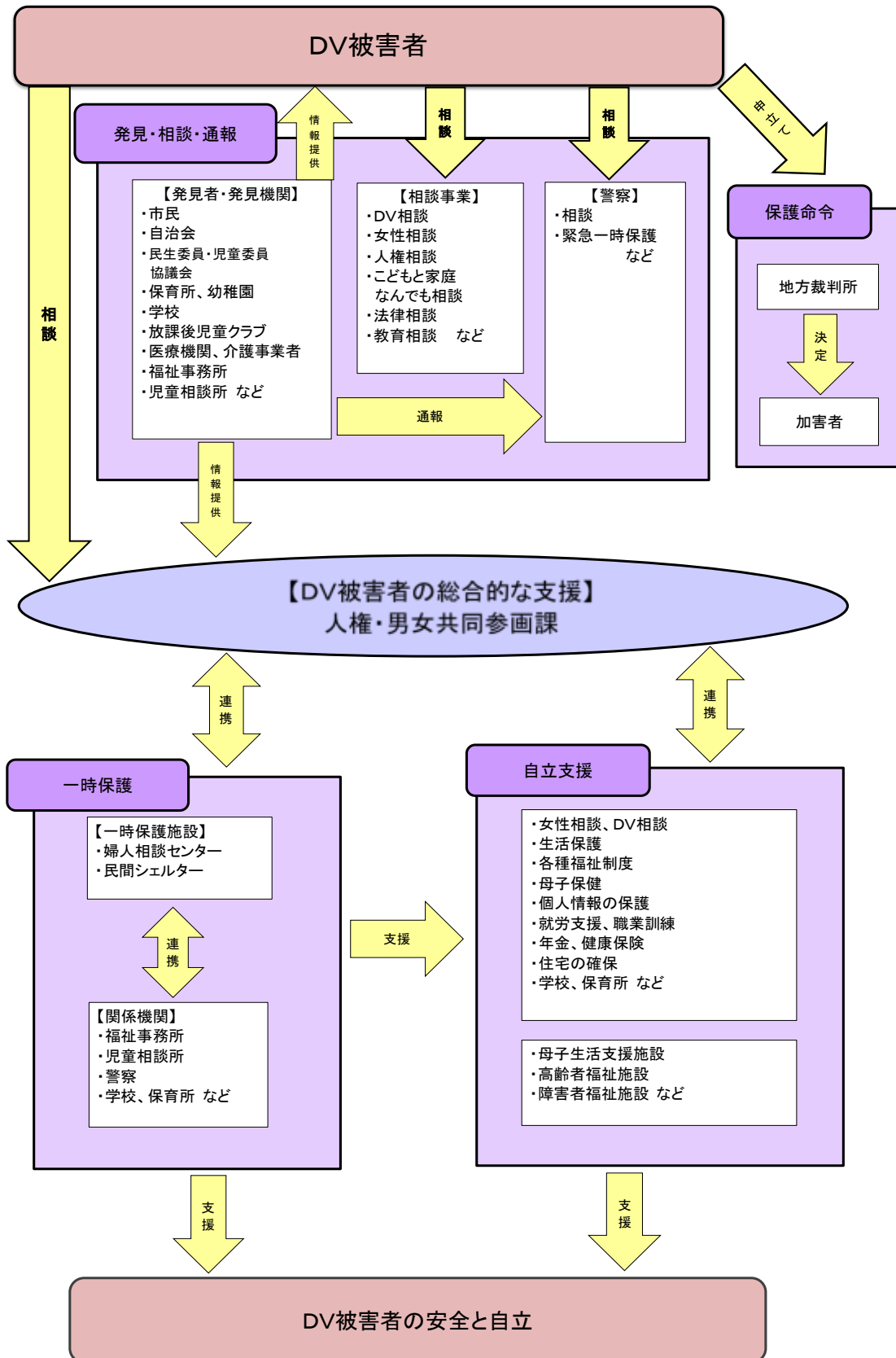
施策3 要保護児童対策地域協議会との連携

事業	事業概要	担当課
①要保護児童対策地域協議会との連携	◆要保護児童地域対策協議会で、要保護児童とその世帯の情報を共有し、適切な支援を行います。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 健康増進課 学校支援課

資 料 編

1	DV被害者支援の流れ	21
2	桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画策定後の主な取組	22
3	桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画進捗状況 【平成29年度～令和2年度事業】	23
4	桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画策定の経過	26
5	桶川市男女共同参画審議会委員（第10期）	27
6	諮問と答申	27
7	関係法令	29
8	用語解説	40

1 DV被害者支援の流れ



2 桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画策定後の主な取組

年度	内容
平成29年度	デートDV啓発リーフレット作成、配布
	心理教育プログラム「びーらぶ」桶川会場で開催
平成30年度	桶川市第四次男女共同参画基本計画策定
	男女共同参画週間パネル展「デートDV」
令和元年度	Wリボンキャンペーン (DV被害や児童虐待をなくすための活動)
令和2年度	市ホームページにDV情報掲載
	Wリボンキャンペーン (DV被害や児童虐待をなくすための活動)
令和3年度	「女性のための相談窓口ガイド」とともに相談カード同封
	要保護児童対策地域協議会と連携
	Wリボンキャンペーン (DV被害や児童虐待をなくすための活動)
通年実施	DV被害者支援（随時）
	DV相談（随時）
	女性相談（毎月2回、1日5人）
毎年実施	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 ・特設DV電話相談 ・広報掲載
	パープルリボンキャンペーン（県・県内市町村共催）
	心理教育プログラム「びーらぶ」（県・県内市町村共催）
	成人式会場でデートDVリーフレット配布
	市新任職員研修

3 桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画進捗状況

平成29年度から令和2年度までの事業実施状況及び4年間の評価

【第二次計画期間（4年間）の評価】
 A⇒計画以上に成果が上がった
 B⇒概ね計画どおり実施できた
 C⇒計画を下回る成果となった
 D⇒まだ実施に至っていない
 E⇒計画をとりやめた

基本目標	具体的取組	実施状況	評価	担当課	
基本DVをなくすための啓発活動の充実	①若年層を含むあらゆる年齢層にわたる市民への啓発活動の推進	広報紙やホームページ、男女共同参画情報紙を活用した、DVに関する啓発をします。	市広報紙や市ホームページに啓発記事を掲載し、DVをなくすために啓発活動を行った。	B	人権・男女共同参画課
		DV防止をテーマとした、DVに関する正しい理解と認識を図るための講座や研修会を実施します。	DVの内容を含んだ男女共同参画に関する研修会やDV防止をテーマにしたパネル展を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		国、県、他市町村、関係団体と連携、協力して「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するなど、暴力を容認しない社会の意識啓発を実施します。	県と共催で「バーブルリボンキャンペーン」を実施した。 児童虐待防止担当と連携し、虐待とDVをなくすために「Wリボンキャンペーン」を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		市内中学校・高校等と協力し、その年齢に合わせたデートDV防止の啓発、若年層を対象に各種イベント等においてデートDV防止のための啓発活動を実施します。	デートDV防止のリーフレットを作成し、市内公共施設で配布した。 成人式典において、デートDV防止カードやパンフレットを配布した。 市内中学校で出前講座を実施し、デートDV防止の啓発活動を行った。	B	人権・男女共同参画課
	②学校・地域での人権教育の推進	学校での人権教育において、男女平等意識や暴力を許さないという意識づくりを推進します。	非行防止教室を実施するとともに、暴力根絶に向けて生徒指導の充実を図った。	B	学校支援課
		自治会等に対して、研修会等の実施や視聴覚資料の貸出を行います。	区長会等に対し、DVの内容を含んだ男女共同参画に関する研修会について、情報提供を行った。	C	人権・男女共同参画課
			国・県等からの啓発資料を配布し、児童生徒、保護者への啓発を図った。	B	学校支援課
基本被害者の早期発見・相談体制の充実	①DV相談窓口の周知と、通報の有効性の周知	市民に対し、DV相談窓口を広く周知します。	女性相談やDV相談について、市広報紙やホームページで情報提供を行った。 女性相談について、チラシを作成し、市内公共機関や「アソシエ」に配置した。	B	人権・男女共同参画課
		市民からの通報の有効性、必要性を周知します。	DVの早期発見につなげるために、市内公共施設にリーフレットの設置や市広報紙などで情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課
	②地域や学校等との連携	DVの被害者を発見しやすい立場にある、地域（自治会や民生委員）などを対象とした研修会を開催する等、早期発見に繋がります。	区長会に対し、DVの内容を含んだ男女共同参画に関する研修会について、情報提供を行った。 民生委員・児童委員協議会に対し、DVの内容を含んだ男女共同参画に関する研修会について、情報提供を行った。	C	自治文化課
		児童虐待とDVは密接な関係にあるため、学校や保育所との連携を図ります。	学校や保育所などの所属先に見守り依頼を行うなど、関係機関と連携を図った。	B	子ども未来課
			保育所や放課後児童クラブの利用について、関係機関と連携を図った。	B	保育課
			学校や保育所などの所属先と情報を共有するなど、関係機関と連携を図った。	B	健康増進課
			学校間での連絡を密にし、保育所、警察等の関係機関と連携を図った。	B	学校支援課
			学校や保育所などの所属先と情報を共有するなど、関係機関と連携を図った。	B	学務課
	③外国人・高齢者・障害者・セクシャルマイノリティ等の被害者への配慮	外国人からの相談や支援のために、通訳等関係機関との連携に努めます。	NPO団体が作成した外国人向けの生活相談の冊子を、関係部署に設置した。	B	人権・男女共同参画課
		外国人・高齢者・障害者・セクシャルマイノリティ等の被害者について、それぞれの特性に応じた配慮をし、担当課及び関係機関と連携しながら、相談及び支援を実施します。	被害者の特性に配慮し、必要に応じて関係各課、関係機関と連携を図った。	B	人権・男女共同参画課
高齢者支援の中で、必要に応じて関係各課、関係機関と連携を図った。			B	高齢介護課	
	障害者支援の中で、必要に応じて関係各課、関係機関と連携を図った。	B	障害福祉課		

基本目標	具体的取組	実施状況	評価	担当課	
基本目標2 被害者の早期発見・相談体制の充実	④相談体制の充実	担当課によるDV相談を実施し、関係機関と連携しながら相談及び支援を進めます。	DVIに関する相談について、担当職員が随時対応し、必要に応じて支援につなげた。「女性に対する暴力をなくす週間」期間に、特設DV電話相談を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		ジェンダーの視点を持ったカウンセラーによるフェミニスト・カウンセリング(女性相談)を実施し、被害者の継続的な支援を行います。	市の相談室で専門のカウンセラーによる女性相談を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		被害者の二次被害を防止するため、関係職員に対しDV被害者対応に関する研修会を行います。	県と共催でDV被害者支援事例対応会議を実施し、模擬事例を通してDV被害者への対応を学んだ。	B	人権・男女共同参画課
		被害者が安心して情報提供が受けられるよう、関係機関と連携を図り、情報収集に努めます。	関係各課や関係機関が実施している相談事業について情報収集を行い、「アソシエ」や市ホームページ等で情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課
		DV相談を担当する職員については、県などが主催する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。	県等が主催する研修会に参加し、担当職員の資質の向上を図った。	B	人権・男女共同参画課
	⑤男性被害者に対する相談体制の検討	男性のDV被害者に対する相談体制について検討します。	市民意識調査の結果をもとに相談体制について検討し、県主催の男性相談を市庁舎の男子トイレやホームページなどで情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課
⑥配偶者暴力相談支援センターの開設準備	配偶者暴力相談支援センターの開設に向けた準備をし、さらなる相談体制の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センターの開設に向け情報収集を行い、まずは女性相談専用ダイヤルを設置して相談体制の充実を図った。	C	人権・男女共同参画課	
基本目標3 被害者の保護・自立支援の充実	①緊急時の安全確保及び一時保護依頼	被害者の保護が必要と判断した場合は、一時保護施設への入所依頼をします。	DV被害者の相談に応じてともに、関係機関と連携を図り、一時保護施設等への入所支援を行った。	B	人権・男女共同参画課
			経済的に困窮しているDV被害者について、一時保護施設への入所の際に生活保護制度による自立支援を行った。	B	社会福祉課
			児童虐待を伴う案件について、関係機関と連携を図り、一時保護施設への入所支援を行った。	B	子ども未来課
			高齢者虐待を伴う案件について、関係機関と連携を図り、一時保護施設等への入所支援を行った。	B	高齢介護課
		被害者の安全を確保するため、警察等関係機関との連携を図り、同行支援を行います。	警察等と連携し、DV被害者の安全確保のために同行支援を行った。	B	人権・男女共同参画課
			警察等と連携し、母子世帯の安全確保のために同行支援を行った。	B	子ども未来課
	一時保護が受けられず、緊急避難を必要とする被害者を支援します。	民間の支援施設等と連携し、適切な支援を行った。	B	人権・男女共同参画課	
		生活保護申請者に対して、必要に応じ、適切な支援を行った。	B	社会福祉課	
		母子の緊急一時保護事業の活用や、地域での見守りを実施した。	B	子ども未来課	
	②被害者に関する個人情報保護	支援措置による被害者の情報の保護を図ります。	事務処理要綱に則り、支援措置を実施した。必要に応じ、関係各課に情報提供を行い、情報の保護を図った。	B	市民課
			住民基本台帳に基づいて事務処理を行う関係各課と連携し、被害者の情報の保護を図った。	B	人権・男女共同参画課
		支援措置の実施をベースに、住民基本台帳以外の税や保険等、全庁的な保護に努めます。	被害者の情報について関係各課と連携し、情報の保護を図った。	B	人権・男女共同参画課
	③被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施	住宅の確保や就労等について、被害者に応じた適切な情報提供や相談に応じ、自立に向けた支援を実施します。	住宅や就労について情報提供を行い、自立に向けた支援を行った。	B	人権・男女共同参画課
			求人情報の提供や各種機関の紹介等を行った。	B	産業観光課
必要に応じ、生活保護制度の申請や母子生活支援施設等への入所等適切な支援を実施します。		母子世帯に対し、必要に応じて母子生活支援施設の入所支援を行った。	B	子ども未来課	
		経済的に困窮している世帯に対し、生活保護制度について情報提供し、関係機関との連携を図った。	B	社会福祉課	

基本目標	具体的取組	実施状況	評価	担当課	
	③被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施	フェミニスト・カウンセリングを活用する等、避難後も安心して生活が送れるよう、専門家と連携した支援を実施します。	避難後の生活が安心して過ごせるよう、必要に応じて市の女性相談等について情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課
		被害者の意思を尊重した上で、継続的な支援を図ります。	避難後も必要に応じて情報提供を行い、孤立をしないよう継続的に支援を行った。	B	人権・男女共同参画課
	④保護命令制度利用に関する助言	被害者の安全を確保するため、保護命令制度利用に関する助言を行います。	状況に応じて、保護命令制度について説明を行った。	B	人権・男女共同参画課
基本目標への支援の充実 4	①保育・就学支援		被害者に情報提供を行い、関係各課と連携し、支援を行った。	B	人権・男女共同参画課
		学校等の転入について、適切かつ柔軟な対応ができるように、関係各課及び学校関係者との連携を図ります。	学務課、学校支援課などの関係各課と連携し、適切に支援を行った。	B	子ども未来課
			児童・生徒の情報の扱いに留意しながら、転入に関する事務手続きを行った。	B	学務課
			関係各課と連携し、必要な支援について情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課
		子どもの安全確保を支援します。	保育課等と連携し、所属先の確保を行った。	B	子ども未来課
			各保育所(園)長と関係機関で情報共有し、子どもの安全を確保した。	B	保育課
	②心のケア		要保護児童対策地域協議会について、対象者の拡大や開催回数の増加など組織の拡充を図り、構成機関と情報共有し、連携、協力体制を強化した。	A	子ども未来課
		DV担当課と児童虐待担当課は連携し、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、子どものケア体制の充実を図ります。	早期に情報共有し、必要時は連携して対応することで、子どものケア体制の充実を図った。	B	健康増進課
			児童虐待担当と連携し、広報誌への啓発記事の掲載やWリボンキャンペーンを通じて虐待を防止するための啓発活動を実施した。	B	人権・男女共同参画課
			支援対象児童の目視および見守りを実施した。令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を設置し、支援体制を強化した。	A	子ども未来課
		継続的な支援、見守りに努めます。	関係機関と情報共有し、見守りを行った。	B	健康増進課
			DV被害者と同居する子どもについて、必要に応じて関係各課、関係機関と情報共有し、見守りを行った。	B	人権・男女共同参画課
	③関係職員に対する研修		新規採用職員研修において、機会の提供を行った。	B	職員課
		保育士・教職員等を対象とした研修会を開催し、DVに対する認識を深め、DV・児童虐待の早期発見、支援に努めます。	新規採用職員研修において、DV被害・児童虐待の早期発見や被害者を相談機関につなぐために周知を行った。	B	人権・男女共同参画課
			学校における児童虐待対応研修会に教職員を出席させるとともに、各校において研修内容の伝達・周知を行った。	B	学校支援課
基本目標への連携強化関係の 5	①警察機関や県、市町村との連携	警察等の関係機関や県、他市町村の担当者と緊密に情報交換を行い、信頼関係の構築、連携の強化を図ります。	被害者の安全確保のために警察等の関係機関と緊密な連携を図った。	B	人権・男女共同参画課
	②DVネットワークの充実	「桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」を定期的に開催し、庁内外担当者との情報交換を行いながら、連携の強化に努め、支援の充実を図ります。	「桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」を必要に応じて開催し、関係各課と情報共有し、総合的な支援を行った。	C	人権・男女共同参画課 関係機関
	③国や関係機関等からの情報収集と周知	国や関係機関から発信される関連情報については、施策に役立てるとともに、効果的に市民等へ広く周知します。	国などが行うDV被害者に向けた支援について、情報を収集し、ホームページなどで広く周知を行った。	B	人権・男女共同参画課

4 桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画策定の経過

開催日	開催（実施）事項	内容
令和3年 5月	第二次DV対策基本計画の進捗状況調査	
6月22日	第1回男女共同参画推進本部会議	・第三次DV対策基本計画策定の方針決定
6月22日	桶川市男女共同参画審議会へ第三次DV対策基本計画を諮問	
7月2日	第1回男女共同参画推進本部幹事会	・第三次DV対策基本計画策定について
7月16日	第1回男女共同参画審議会	・第二次DV対策基本計画の進捗状況について ・第三次DV対策基本計画策定について
9月24日	・第2回男女共同参画推進本部幹事会	・第三次DV対策基本計画（案）の検討
9月28日	・第2回男女共同参画推進本部会議	
10月7日	第2回男女共同参画審議会	・第三次DV対策基本計画の答申（案）について
11月2日	第3回男女共同参画審議会	・第三次DV対策基本計画の答申
11月	関係各課に計画案の確認	
11月15日	第3回男女共同参画推進本部会議	・パブリック・コメント実施のための第三次DV対策基本計画（案）の承認
11月25日～ 12月24日	パブリック・コメント実施	
令和4年 3月	第4回男女共同参画推進本部	・第三次DV対策基本計画（最終案）の承認
3月	第三次DV対策基本計画の策定	

5 桶川市男女共同参画審議会委員（第10期）

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

	氏名	所属等
1	井口 鈴子	司法書士
2	諏訪 恵俊	教育委員会
3	奈良 里美	介護支援専門員連絡会
4	井川 淳子	男女共同参画桶川市民の会
5	伊藤 清美	文化団体連合会
6	池田 直樹	PTA連合会
7	齋藤 恵里	商工会女性部
8	白田 智子	社会福祉協議会
9	小川 圭一	区長会
10	長谷川 好衛	自主防災組織連絡協議会
11	中野 波津巳	一般公募
12	谷 健治	一般公募

委員12名（女性7名・男性5名）

6 諮問と答申

(1) 諮問

<p>桶 人 第 5 2 号 令和3年6月22日</p>
<p>桶川市男女共同参画審議会 会長 白 田 智 子 様</p>
<p>桶川市長 小 野 克 典</p>
<p>桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画について （諮問）</p>
<p>桶川市男女共同参画推進条例（平成14年3月28日条例第13号）第27条 第1項に基づき、桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画について、貴審議会の意見を求めます。</p>

(2) 答申

令和3年11月2日

桶川市長 小野克典様

桶川市男女共同参画審議会
会長 白田智子

桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画について （答申）

令和3年6月22日桶人第52号で諮問のあった桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画が策定され、配偶者等からの暴力のみならずあらゆる暴力の根絶に向けて、これまで以上に積極的な取り組みが推進されることを願っています。

記

1 答申に当たって

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など性別に起因する様々な問題が潜んでいます。加えて、新型コロナウイルスの影響による生活様式の変化からDVの増加が懸念されるなど、あらゆる暴力の根絶に向けては、未だ多くの課題があります。

これまでの取組を一層進めるとともに、以下の諸点について留意いただきたく、提言いたします。

2 提言内容

- (1) 暴力を許さない社会の構築に向けて、人権尊重の意識を高めるため、幼少期からの人権教育に取り組むこと
- (2) 誰もが被害者、加害者、傍観者にならないために、身近な問題と考えられるよう、具体的で効果的な啓発に取り組むこと
- (3) 被害者の早期発見や自立支援を充実するために、関係機関等との連携強化を図ること
- (4) DVと児童虐待は密接に関連していることを踏まえ、児童虐待関係機関との連携強化を図ること

7 関係法令

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二六日法律第四六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において

「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、

当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規

定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となっ

た身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心

身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力

相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規

定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○桶川市男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十八日)

(条例第十三号)

最終改正：平成二十五年法律第三十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、昭和五十年の国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して様々な取組がされてきた。とりわけ、昭和五十四年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択以後、国内及び県内においても男女平等のための法整備が進められてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度及び慣行は依然として根強く残っており、社会の様々な分野での男女間の格差がみられ、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

我が桶川市においても、女性の労働環境が必ずしも充分ではなく、出産又は子育て期に仕事を断念する状況がみられる。家庭内、とりわけ、多世代同居の家庭においては、家事その他の活動や意思決定の際に、必ずしも男女が対等でない傾向も多くみられる。

新たな千年紀を迎えた今、私たちは、「平等・開発・平和」が最も求められており、戦争をはじめとしたあらゆる暴力の解消なしには、男女平等はありえないという共通の認識を持つべきである。社会問題化しているドメスティック・バイオレンスをはじめとするあらゆる暴力の解消と世界の平和を実現するためにも、男女が互いの人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることが重要である。

桶川市は、平成十年十二月に、自立と平等を基本理念とし、男女共同参画都市宣言をした。私たちは、この宣言を実効性あるものにし、日常生活において実質的な男女平等を実現し、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、自立と平等を基調とした男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する営利を目的とした法人又は個人若しくは営利を目的としない団体をいう。

(4) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ形成されてきた性別をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(7) 性と生殖に関する健康と権利 身体に妊娠、出産等の仕組みを有する女性が、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること並びに妊娠、出産等の自己決定の権利をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、様々な場面で男女双方の生き方及び男女の社会における活動の自由な選択を制約していることに配慮し、男女共同参画の視点に立って社会制度及び慣行を見直すとともに、意識の改革を行わなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組が我が国の男女共同参画の施策を促してきた経緯にかんがみ、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

7 男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきたドメスティック・バイオレンスが社会構造的なものであり、その根絶のためには社会的取組が必要であ

るとの認識の下に、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることを旨として、行われなければならない。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現に当たり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において目指すべき姿

ア ジェンダーにとらわれることなく、男女が、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらをお互いに認め合い、家事、子育て及び介護を担い合う家庭

イ ドメスティック・バイオレンスのない安全で平和な家庭

ウ 性と生殖に関する健康と権利の確立によって、女性の基本的な人権が保障される家庭

エ 経済的な事柄を含む重要な事柄についての意思決定に、男女が対等に参画し、決定する家庭

(2) 地域において目指すべき姿

ア 男女が、対等に地域の諸活動において、企画立案と決定に参画し、ジェンダーにとらわれない地域

イ 女性が積極的に参画し、リーダーシップが発揮できる地域

ウ 男女が、男女共同参画社会について学習し、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶に取り組む地域

(3) 職場において目指すべき姿

ア 採用、賃金、昇進、教育、配置等に関して、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別及び格差がなくなり、個人の能力と個性が発揮される職場

イ セクシュアル・ハラスメントがなくなり、男女それぞれの人格を認め合って安心して働ける職場

ウ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動等に参加しやすい職場

エ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場

オ 性と生殖に関する健康と権利が尊重される職場

カ 管理職の男女比が均衡し、企画立案及び決定においても男女の対等な参画が進む職場

(4) 行政において目指すべき姿

ア あらゆる行政施策にジェンダーの視点からの点検が行われ、積極的格差是正措置への取組を促す施策が行われる行政

イ 附属機関等の女性委員又は男性委員の占める割合が均衡する行政

(5) 学校において目指すべき姿

ア 男女平等が促進されるよう、児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性及び人権を大切にしている学校

イ セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶のための学習が男女の区別なく進められている学校

ウ ジェンダーにとらわれることなく、校内での諸活動の役割分担が行われ、進学、就職等において、子どもの権利を尊重し、個人の能力や適性を考慮した選択が行われる学校

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、前条第4号に定める行政の目指すべき姿を念頭に、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備と環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、第4章に規定する男女不平等苦情処理委員による助言、是正の要望等がなされた場合には、速やかにこれを受け入れるように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第5章に規定する桶川市男女共同参画審議会に諮問し、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(法制上の措置等)

第12条 市は、男女共同参画社会の実現に関する施策を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、政策全般を専ら統括し、総合調整機能を持つ体制を整備するものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、及び市民による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第15条 市は、男女共同参画の推進のため、人事管理、組織運営及び政策決定の機会において、積極的格差是正措置を講じ、率先して男女共同参画の実現に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関等の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的格差是正措置を講じ、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(連携体制)

第18条 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(事業者への支援)

第19条 市は、事業者(営利を目的とした法人又は個人を除く。)が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報及び活動の場の提供、財政上の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際会議の成果の反映)

第20条 市は、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに配慮し、国際会議の成果を市の施策に生かすように努めるものとする。

第3章 具体的施策

(具体的施策)

第21条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推

進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

(1) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 雇用の分野において、男女共同参画の取組を普及させるため、事業者に対し、適切な指導を行うとともに、男女共同参画の取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

(3) 起業及び自営業における女性の能力開発に必要な支援を行うこと。

(4) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うこと。

(5) 性と生殖に関する健康と権利を守るため、情報の提供、啓発及び学習機会の充実を図ること

(6) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援及び救済を行うこと。

第4章 男女不平等苦情処理委員

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「市民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女不平等苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第23条 苦情処理委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前条第1項の施策を行う機関(以下「機関」という。)に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、調査すること。

(2) 前号の調査を行う場合、必要があると認めるときは、当該機関に出席を求め、事情を聴くこと。

(3) 前2号の調査の結果、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(4) 前号の勧告等が行われた場合において、当該機関に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を公表すること。

(5) 前条第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要に応じて、出

席を求めて事情を聴き、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

(定数等)

第24条 苦情処理委員の定数は、2人とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、1人は、女性としなければならない。

2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

6 市長は、苦情処理委員がその職務遂行上に必要があると認めた場合、苦情処理委員の職務を補助する者を置くことができる。

(責務)

第25条 苦情処理委員及び補助する者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5章 桶川市男女共同参画審議会

(設置)

第26条 市長は、男女共同参画を推進するため、桶川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

(組織)

第28条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 女性委員の数は、当分の間、委員の総数の3分の2以上とする。

3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するように努めるものとする。

(委員)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、企画財政部人権・男女共同参画課において処理する。

第6章 補則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年七月一日から施行する。

(桶川市女性政策協議会条例の廃止)

2 桶川市女性政策協議会条例(平成十年桶川市条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成十五年条例第二十三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則(平成十七年条例第十号)抄

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (7) まで 略

(8) 第十二条の改正 平成十八年六月一日

附 則(平成二十一年条例第二十一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年条例第三十六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

8 用語解説

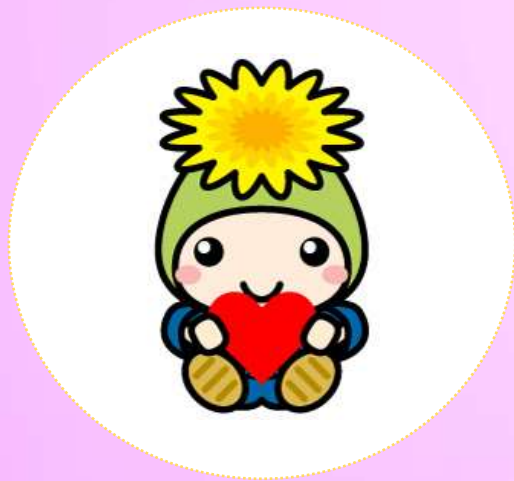
	用語	意味	初出ページ
あ 行	一時保護	加害者からの暴力を避けるために、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護する制度。	13
	オンライン資格確認システム	マイナンバーカードを利用して資格情報を確認する仕組み。	14
か 行	固定的性別役割分担意識	「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。	1
さ 行	住民基本台帳事務に係る支援措置	DVやストーカー行為等からの被害者を保護するため、住民票の閲覧・写しの交付・戸籍の附票の写しの交付について交付制限する制度。	8
	女性に対する暴力をなくす運動	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、毎年11月12日から11月25日までの2週間、国と地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携、協力の下で暴力を容認しない社会環境を整備するための教育や啓発活動を行う運動。	9
	心理教育プログラム「びーらぶ」	埼玉県と県内市町村が共催で実施しているDV被害を受けた女性とその子どもが同時並行で学べる心理教育プログラム。暴力についての情報提供とそれについての対処スキル等を学び、暴力の影響から抜け出し自分の権利や価値を取り戻すことを助ける内容。	16
	セクシュアル・マイノリティ	同性愛者・両性愛者・生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人など。性的少数者、性的マイノリティ、LGBTQとも言われている。	7
た 行	男女共同参画社会	お互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮することができる社会。	1
	デートDV	恋人同士など結婚をしていない関係で起こる虐待や暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力、携帯電話などを勝手に見る、友人関係を制限するなどの精神的暴力、無理やり性的行為をしようとする性的暴力など、学生や若年者においても起きている暴力。	9
	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。	1

	用語	意味	初出ページ
は 行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	家庭内に潜在していた夫婦間の暴力について、人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的として、平成13(2001)年に制定。その後は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務化、生活の本拠を共にする交際相手についても法の適用対象に準用、DV・児童虐待対応の連携強化などの法改正が行われた。	1
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務(市町村は努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。 ①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助などの業務を行う。	11
	パブリック・コメント	行政が制定する条例、策定する基本計画等の素案について、一定期間を定めて広く市民から意見を募集すること。	1
	保護命令	被害者が加害者からのさらなる身体及び精神に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより加害者に対し裁判所が出す命令。(接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令)	8
	母子生活支援施設	母子家庭の母と子の福祉を図るため、入所、保護する施設。単に母子に宿所を提供するだけでなく、生活、住宅、就職、教育等母子家庭が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を援助する。	14
や 行	要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童に対して、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、児童に対する支援内容を協議するために市町村が中心となって組織する協議会。	8

桶川市第三次
DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

発行日 令和4年3月
発行 桶川市
企画・編集 桶川市企画財政部
人権・男女共同参画課
〒363-8501
桶川市泉1-3-28
電話：048（786）3211（代表）
E-mail：jinken@city.okegawa.lg.jp
<https://www.city.okegawa.lg.jp>

本計画に記載のある担当課の名称は、令和4年4月の組織改正を反映しています。



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」